

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（職員のサービスの宣誓）</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあっては墨田区教育委員会。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p><u>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項本文の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。